

## 登別市一時保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、登別市子どものための教育・保育給付に関する条例施行規則（平成27年規則第5号。以下「規則」という。）第13条第4号に規定する一時保育の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施保育所)

第2条 一時保育の事業（以下「事業」という。）を実施する保育所は、登別市立登別保育所（以下「実施保育所」という。）とする。

### (対象児童)

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号の規定による特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育又は特例保育の利用の対象とならない小学校就学前子どもであって、次の各号のいずれかに該当する児童とする。ただし、当該年度の4月1日現在満1歳未満の乳児を除く。

- (1) 非定型的保育児童 保護者が断続的労働・短時間労働、職業訓練、就学等の事由により、平均月64時間未満家庭における育児が困難となり、保育が必要となる児童
- (2) 緊急保育児童 保護者が傷病、出産、災害、事故等の事由及び看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となり、保育が必要となる児童
- (3) 私的理由による保育児童 保護者の育児疲れの解消その他私的な事由により一時的に保育が必要となる児童

2 登別市以外に住所を有する世帯（以下「市外居住世帯」という。）に属する児童であっても、前項各号のいずれかに該当し、かつ、当該児童の保護者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該児童を対象児童とする。

- (1) 市内に居住する親族の傷病の看護のために一時的に市内に滞在している場合で、当該看護のため児童を保育できない場合
- (2) 出産のため市内に居住する親族のもとに里帰りし、かつ、入院等のため児童を保育できない場合
- (3) 前2号の場合に準じる場合と認められるとき。

### (利用期間)

第4条 この事業の利用期間は、登別市保育所条例施行規則（平成10年規則第9号。

以下「保育所規則」という。)第5条に規定する休所日を除き、前条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事由により家庭での児童の保育が欠ける期間であつて、次に掲げる期間を限度とする。ただし、対象児童及びその保護者にやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 非定型的保育児童 週3日かつ1月に14日以内
- (2) 緊急保育児童 1月以内
- (3) 私的理由による保育児童 週3日かつ1月に14日以内  
(保育時間)

第5条 保育を行う時間は、午前7時15分から午後6時15分までとする。  
(定員等)

第6条 受け入れる児童の定員は、1日当たりおおむね10人とする。この場合において、保育士の人数は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号。以下「設備運営基準」という。)第47条第2項に規定する人数とする。

2 前項の場合において、児童の定員及び保育士の人数は、実施保育所において規則第13条第1号に規定する普通保育を受けている児童(以下「入所児童」という。)の処遇に支障のない範囲で定めるものとする。

(事業の実施方法等)

第7条 事業の実施は、設備運営基準第45条から第50条までに規定する基準により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の基準によるものとする。

- (1) 保育室等の確保 事業を実施するための専用の保育室を確保して実施することを原則とするが、専用の保育室を確保しなくても事業の実施に支障のない場合は、この限りでない。
- (2) 給食、おやつ等 普通保育を受けている入所児童と同程度とする。
- (3) 安全管理、健康管理 別に定める衛生管理マニュアル、緊急事態対応マニュアルに基づき、児童の安全、健康管理に努めるものとする。

(利用の申込み)

第8条 事業を利用しようとする児童の保護者(以下「利用希望者」という。)は、事業の利用を希望する日(以下「利用日」という。)の3日前を期日(この日が登別市の休日を定める条例(平成2年条例第33号)第1条に規定する登別市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、この日前においてこの日に最も近い休日でない日とする。以下「申込期日」という。)として、一時保育利用申込書(別

記様式第1号。以下「利用申込書」という。)に児童票(別記様式第2号)を添付して、登別市長(以下「市長」という。)に申し込まなければならない。ただし、緊急な場合等特別な事由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する申込書について、利用希望者は、実施保育所の所長を経由して申し込むことができる。
- 3 利用希望者が第3条第2項の規定により対象児童とされた児童の保護者である場合は、利用申込書及び児童票のほかに児童の年齢及び住所を証明する書類を提出しなければならない。

(利用の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、これを審査し、事業の利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用を認めると決定したときは一時保育利用承認通知書(別記様式第3号)により、同項の規定により事業の利用を認めないと決定したときは一時保育利用不承認通知書(別記様式第4号)により、利用希望者に通知するものとする。
- 3 実施保育所の所長は、前項の規定により利用を認める決定をされた利用希望者の児童について、一時保育利用台帳(別記様式第5号)に登録し、利用の事由、期間等を明らかにしておくとともに、月ごとの利用状況について一時保育利用状況報告書(別記様式第6号)を作成し、当該月の翌月の7日までに市長に報告するものとする。

(変更届)

第10条 前条第3項の規定により登録された児童(以下「登録児童」という。)の保護者(以下「利用者」という。)は、第8条に規定する一時保育利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を一時保育利用変更届(別記様式第7号)により、市長又は実施保育所の所長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第11条 利用者は、事業の利用を中止し、又は取り消すときは、一時保育利用取消願(別記様式第8号)を市長又は実施保育所の所長に提出しなければならない。

(利用決定の取消し)

第12条 市長は、登録児童又は利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 一時保育の要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用決定を受けた場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、一時保育の利用が適当でないと認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消すことを決定したときは、一時保育利用取消通知書（別記様式第9号）により、利用者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年告示第84号）

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第49号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第67号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の登別市一時保育事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の登別市一時保育事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この告示による改正後の登別市一時保育事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記様式第1号 (第8条関係)

一時保育利用申込書

登別市長 様

申込者 住 所

氏 名

印

申込児童との続柄 ( )

一時保育の利用について、次のとおり申込みします。

申 込 児 童 名 住 所 等	ふりがな 氏名	生年月日 (男・女) 年 月 日生 ( 歳)
	住所	町 丁目 番地 電話番号
申 込 理 由 (該当する理由 に○印をつけ てください)	1 [非定型保育] 理由 労働・職業訓練・就学 その他 ( )	
	2 [緊急保育] 理由 傷病・災害・事故・出産・介護・看護・結婚式・葬式 その他 ( )	
	3 [私的理由による保育] 理由 育児疲れ その他 ( )	
入所希望の期間 及び利用時間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間	
	午前・午後 時 分~午前・午後 時 分	

※以下は記入しないでください。

※保育所記入欄

受付日
年 月 日

受付者	所長

	決裁欄	

課税状況及び家庭の状況調査

申請者						※確認		
所得者氏名	続柄	勤務先等	前年度分 市民税額		前年分 所得税	前年度分 市民税額		前年分 所得税
			均等割	所得割		均等割	所得割	
(ふりがな)	主							
家族で所得のある方は全員記入すること		合計						
保育料決定のため必要があるときは、私の世帯の課税台帳等を閲覧することに同意します。  年 月 日  保護者氏名 印						※ 上記のとおり確認しました。  年 月 日 確認者 印		
						国階層	市階層	保育料
								円

家庭の状況（該当する事項に○印をつけてください。）

- 1 母子家庭
- 2 父子家庭
- 3 障害児（一時保育利用児童）
- 4 在宅障害児（者）がいる世帯
- 5 療育手帳の交付を受けた者がいる世帯
- 6 特別児童扶養手当等を受けている世帯
- 7 その他（ ）

◎前年分源泉徴収票又は確定申告書の写しを添付してください。

◎前年度分市道民税納税通知書の写し又は市道民税課税証明書を添付してください。

（※印欄は記入しないでください）

別記様式第2号（第8条関係）

児童票

1 家族・利用理由等

ふりがな		男	生 年	年 月 日	
児童名		女	月 日	( 歳 ヶ月)	
住 所			電話番号		
家族の状況		続柄	勤務先・住所・電話番号等		仕事の内容
預 け た い 期 間 及 び 時 間			年 月 日～ 年 月 日・ 時 分～ 時 分		
送 迎 者 氏 名 ( 続 柄 )			( )		
緊急連絡先 住所・電話				緊急連絡先 住所・電話	
非 定 型 的 保 育	母 親 等 の 状 況	仕事等の区分		該当の有無	備 考
		勞 働 等	パート等		仕事の時間等
			自営・内職		
	その他				
	等 就 学	就学		学校名 ( ) 電話	
		職業訓練		就学日 (毎週 曜日毎月 日 時 分～ 時 分)	
その他					
緊 急 保 育	傷 病	入院		病院名 ( ) 電話	
		通院		病 名 ( ) 期間	
	等 看 護	入院付添		入院・通院者氏名 ( ) 続柄 ( )	
		居宅内介護		看護等の状況 ( )	
	冠 婚 葬 祭	結婚式		会場名	
		葬儀等		日 時 年 月 日	
	出産前後			出産予定日 ( 年 月 日)	
その他			病院名 ( ) 電話		
私 的 理 由	母 親 等 の 状 況	育児疲れ		状況 ( )	
		その他			
備 考					

裏面も記入してください。



別記様式第3号（第9条関係）

一時保育利用承認通知書

年 月 日

住 所  
氏 名 様

登別市長

一時保育の利用について、次のとおり承認したので通知します。

申 込 児 童 名 等 住 所	生年月日 氏名 (男・女) 年 月 日生 ( 歳) 住所
申 込 理 由 (該当する理由 に○をつけて ください。)	1 [非定型的保育] 理由 労働・職業訓練・就学 その他 ( ) 2 [緊急保育] 理由 傷病・災害・事故・出産・看護・結婚式・葬儀 その他 ( ) 3 [私的理由による保育] 理由 育児疲れ その他 ( )
入 所 希 望 の 期 間 及 び 利 用 時 間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分
利 用 料	日額 円を納めてください。



別記様式第5号（第9条関係）

一時保育利用台帳

（非定型的保育）

保育所名

保護者名	利用児童名	生年月日	利用理由	住所	電話番号	利用開始日	利用終了日	備考
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日		町 丁目 番地		年 月 日	年 月 日	

※利用理由の内訳 A労働 B職業訓練 C就学 Dその他



別記様式第7号（第10条関係）

一時保育利用変更届

年 月 日

登別市長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

一時保育の利用を変更したいので、次のとおり届出します。

利 用 児 童 名	住 所	変更年月日
	町 丁目 番地	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 事 業	非定型保育・緊急保育・私的理由による保育	

※保育所記入欄

年 月 日 受 付

受 付 者	
-------	--



